

東吾妻町まちづくり参加条例(案)について

住民が誇りを持って暮らすまち — 東吾妻 きみと あなたと —

第2次総合計画（前期基本計画）において、4つの重点施策を設定しました。重点施策には、町が今後5年間で目指す成果と目標年度をそれぞれ定めていますが、この進行管理は、PDCA サイクル手法を用いた住民参画による達成状況の評価など受けながら、確実に実行していくことを目指しています。

このため、住民と行政の協働による「まちづくり」の根幹となる条例を制定し、町の主要課題である重点施策について、役場各課の枠組みを越え、庁内横断的な取り組みによって対応する推進体制の整備を検討してきました。

「まちづくり参加条例」とは？

- 住民と行政の協働によるまちづくり体制構築の基礎となる共通のガイドラインで、自治体の行政活動への住民参加について条例で規定するものです。
- まちづくりに関係する各主体の役割や責務、情報公開・共有などの住民参加手法について、基本的なルールを示します。

「まちづくり参加条例」の検討経過(概要)

- 第1次総合計画において、条例の検討を明記する。
- 第1次総合計画期間中、条例について調査や検討を継続的に進める。
- 第2次総合計画の策定に着手し、条例起草案の検討に入る。(平成28年度)
- 第2次総合計画を策定、まちづくり参加条例の制定を掲げる。(平成29年度)
- 平成30年7月より、条例(案)の作成準備に入る。
- 平成30年12月3日開催、町総合戦略本部において条例(案)を決定する。

<「まちづくり参加条例」制定までの予定等>

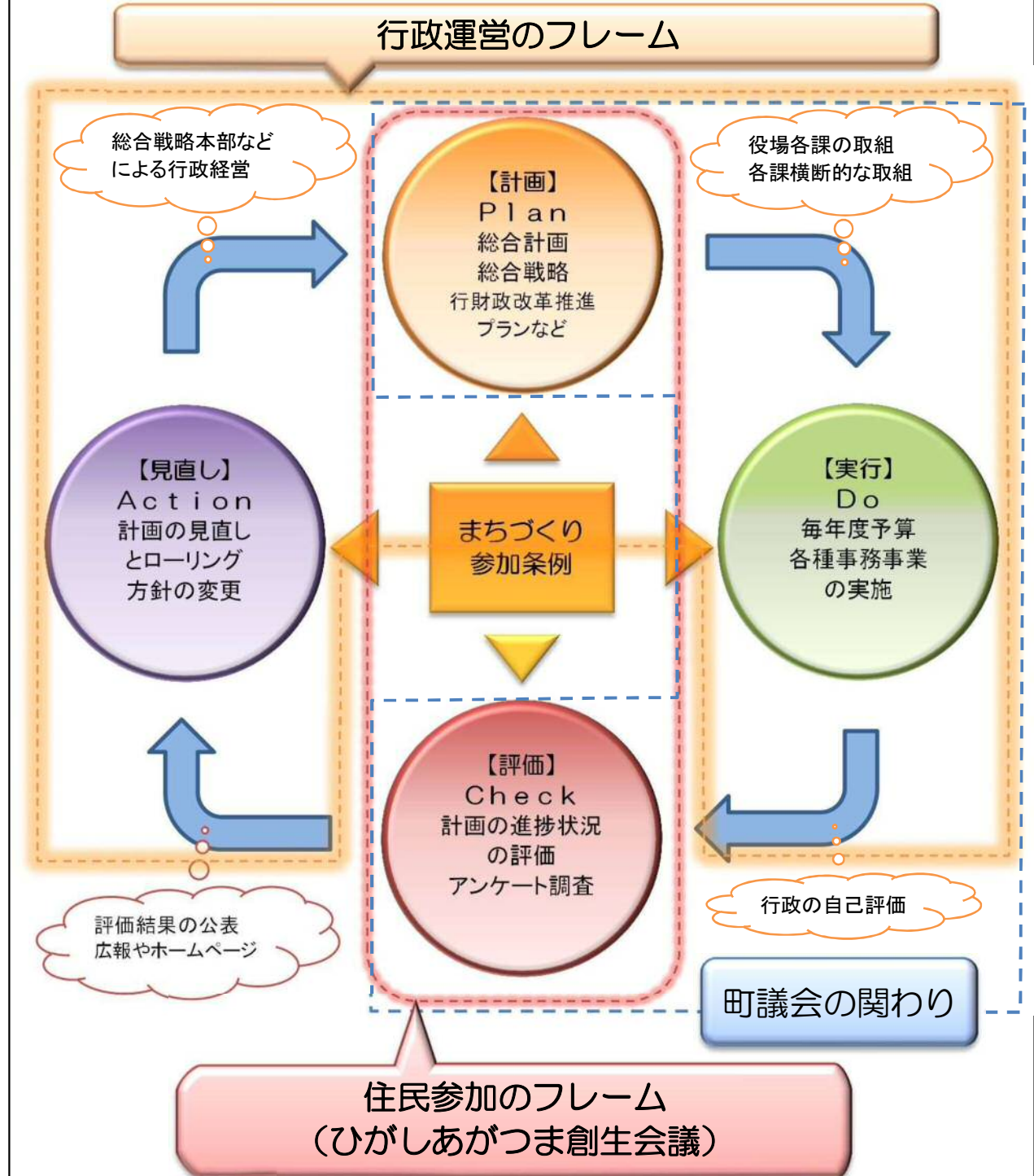
- 平成30年12月 定例町議会において、条例(案)を説明する。
 - 平成31年1月~2月 住民への広報とパブリックコメントを実施する。
 - 平成31年3月 定例町議会において、条例(案)を提案する。
 - 平成31年4月1日 まちづくり参加条例を公布・施行する予定。
- ※地方自治法の規定により、条例の制定や改廃には町議会の議決が必要です。

住民が参画したPDCAサイクルによる「まちづくり」関連図(案)

住民と行政の協働によるまちづくり

目指す将来像『住民が誇りを持って暮らすまち — 東吾妻 きみと あなたと —』

～ まちづくり参加条例を根幹とし、住民が行政活動に参画するイメージ ～



○東吾妻町まちづくり参加条例 **【案】**

平成 年 月 日条例第 号

東吾妻町まちづくり参加条例

東吾妻町総合計画審議会条例（平成19年東吾妻町条例第6号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、住民参加について基本的な事項を定めることにより、住民と町の協働によって住民が誇りを持って暮らすまちづくりの実現を目的とする。

（定義）

第2条 この条例で「まちづくり」とは、東吾妻町の豊かな自然、清らかな水や高原の緑がもたらすやすらぎやうるおいが、快適で安全な住環境や活力ある産業と調和することにより、将来に向けて、新しい価値観による人のためのまちを創り出すことをいう。

2 この条例で「住民参加」とは、東吾妻町民の声を広くまちづくりに反映させるため、住民が町の行政活動に参画し、意見交換や討議、提言等行うことをいう。

3 この条例で「住民」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第10条で規定する者をいう。

4 この条例で「町」とは、自治法第138条の2で規定する東吾妻町の執行機関をいう。

（住民の責務）

第3条 住民は、まちづくりの主役であり、積極的な住民参加に努めなければならない。

2 住民参加は、両性の平等を基本とし、男女が共同で参画することを原則とする。

（町の責務）

第4条 町は、まちづくりの計画、実行、評価、見直しの各過程において、住民が参画できるよう努めなければならない。

2 町は、住民参加の機会を拡充するため、パブリックコメント手続きや町政懇談会を行うなど参画方法を工夫しなければならない。

3 町は、まちづくりの計画、実行、評価、見直しの各過程において、内容をわかりやすく住民に説明し、多様な媒体を通じて広報活動の充実に努めなければならない。

（附属機関の設置等）

第5条 町は、自治法第138条の4第3項の規定に基づき、委員会、審査会、審議会その他の諮問又は調査のための機関（以下「附属機関」という。）を置く場合は、公募の委員を加えるよう努め

なければならない。

2 公募の委員は、男女同数を原則とする。

3 附属機関の会議は、公開を原則とする。

（ひがしあがつま創生会議）

第6条 町は、まちづくりを総合的かつ計画的に行うため、次の事項について審議し、答申する住民参加の附属機関（以下「ひがしあがつま創生会議」という。）を委員24人以内で組織する。

（1）まちづくりの最上位計画である総合計画の策定及びその評価

（2）まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条で規定する総合戦略の策定及びその評価

（3）その他まちづくりに関して町長から諮問された重要な事項

2 ひがしあがつま創生会議（以下「創生会議」という。）の委員は、公募に応募した住民及び地域を代表する者並びに産業界、県や国の行政機関、高等教育機関、金融機関、労働団体、報道機関の関係者のうちから町長が任命する。

3 創生会議の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により新たな委員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

4 創生会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

5 創生会議の審議に関して専門的な調査及び検討を行うため、小委員会を委員の互選により置くことができる。

6 創生会議の庶務は、企画課において処理する。

（地域活動の支援）

第7条 町は、協働のまちづくりを推進するため、住民の行う地域的な共同活動や行政区の活動を支援するよう努めなければならない。

（子どもの住民参加）

第8条 町は、将来のまちづくりを担う子どもが住民参加できる機会を積極的に設けるよう努めなければならない。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。